

消費税簡易課税制度の改正のお知らせ

平成26年3月に消費税法施行令等の一部が改正され、簡易課税制度のみなし仕入率が見直しされました。

【改正の概要】

簡易課税制度のみなし仕入率について、現行の第四種事業のうち、金融業及び保険業を第五種事業とし、そのみなし仕入率を50%（現行60%）とともに、現行の第五種事業のうち、不動産業を第六種事業とし、そのみなし仕入率を40%（現行50%）とすることとされました。

事業の種類		みなし仕入率 【改正前】	みなし仕入率 【改正後】
卸売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者に販売する事業をいいます。	90% (第一種)	90% (第一種)
小売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業をいいます。 なお、製造小売業は第三種事業になります。	80% (第二種)	80% (第二種)
製造業等	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業をいいます。 なお、加工販等の料金を受け取って役務を提供する事業は第四種事業になります。	70% (第三種)	70% (第三種)
その他事業	飲食店業、その他の事業 金融業及び保険業	60% (第四種)	50% (第五種)
サービス業等	運輸通信業、サービス業（飲食店業を除く） 不動産業	50% (第五種)	40% (第六種)

【適用開始時期】

この改正は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。ただし、次の経過措置が設けられています。

【簡易課税制度の改正に係る経過措置の内容】

平成26年9月30日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間であっても当該届出書に記載した「適用開始課税期間」の初日から2年を経過する日までの間に開始する課税期間（簡易課税制度の適用を受けることをやめることのできない期間）については、改正前のみなし仕入率が適用されます。

（注）平成26年10月1日以後に、「消費税簡易課税制度選択届出書」を新たに提出した事業者は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から、改正後のみなし仕入率が適用されます。

○不動産業（第六種事業）に該当する事業を営む者に係る経過措置の適用関係《例》

【3月31日決算法人の適用例】

《▲=消費税簡易課税制度選択届出書の提出》



「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出年月日	課 税 期 間				
	自 25.4.1 至 26.3.31	自 26.4.1 至 27.3.31	自 27.4.1 至 28.3.31	自 28.4.1 至 29.3.31	自 29.4.1 至 30.3.31
①25.3.31以前	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算	第六種で計算
②26.3.27	（一般課税）	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算
③26.9.26	（一般課税）	（一般課税）	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算
④26.10.6	（一般課税）	（一般課税）	第六種で計算	第六種で計算	第六種で計算

詳細等につきましては、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) 掲載の「消費税法令の改正等のお知らせ（平成26年4月）」をご覧ください。